

会津非出資漁業協同組合内共第十九号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

- 第1条 この規則は、会津非出資漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第十九号第五種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うぐい、うなぎ、やまめ、いわな及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項に規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、承認するものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者(以下「遊漁者」という。)は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

- 第3条 遊漁者は、第7条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。
- 2 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
竿釣	あゆ釣の場合における竿数は、1人1本

- 3 あゆの竿釣は、リールを使用してはならない。

(遊漁期間)

- 第4条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が別に定めて公示する日から12月31日まで
うぐい、うなぎ、わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで

- 2 前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。
- (1) 会津非出資漁業協同組合事務所
- (2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第5条 前条に規定する期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の下欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

河川名	区 域	期 間
大川	蟹川橋橋脚上流端から下流全域 蟹川橋脚上流端から本郷鉄橋脚上流端まで 本郷鉄橋から上流全域 大川ダム堰堤上流端から上流及び下流それぞれ 500メートルまでの区域	4月20日から4月22日まで 4月23日から4月25日まで 4月26日から4月28日まで 1月1日から12月31日まで
宮川	銀山橋から下流大川合流点 銀山橋から宮川橋まで 宮川橋から上流全域 新宮川ダム堰堤上流端から上流及び下流それぞれ 500メートルまでの区域	4月20日から4月22日まで 4月23日から4月25日まで 4月26日から4月28日まで 1月1日から12月31日まで
湯川	院内橋から下流全域 院内橋から上流全域 東山発電所堰堤から上流100メートルまで 東山ダム堰堤上流から上流及び下流それぞれ 500メートルまでの区域	4月20日から4月22日まで 4月23日から4月25日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域内において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、前条第2項の規定を準用する。

(全長制限)

第6条 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うぐい	6センチメートル
いわな、やまめ	15センチメートル
うなぎ	21センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料、中学生、肢体不自由者及び高齢者(満70歳以上)のときは雑魚(あゆ以外の魚をいう。)の竿釣のときは無料とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	竿釣	1日	2,500 円
		1日	3,000 円（遊漁現場）
		1年	10,000 円
うぐい、わかさぎ、いわな やまめ、うなぎ	竿釣	1日	1,000 円
		1日	2,000 円（遊漁現場）
		1年	7,000 円

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所または組合が指定するオンラインシステムにおいてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 会津非出資漁業協同組合事務所
- (2) 会津非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に関し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを

表示する腕章を着けるものとする。

- (1) 氏名、住所
- (2) 有効期限
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、ないものとする。